

令和4年（受）第1811号 上告受理申立事件  
上告受理申立人 高橋靖昌 外18名  
上告人受理被申立人（相手方） 東京都

上告受理申立理由書  
補充書その1

令和4年10月31日

最高裁判所 第一小法廷 御中

上告受理申立人ら訴訟代理人  
弁護士 海 渡 雄 一  
  
同 只 野 靖  
  
同 海 渡 双 葉

境川について、情報公開請求により、新たに重要な資料を入手したので、本書面に添付して、上告受理申立理由を補充する。

- 1 上告受理申立人らは、境川全体の流下能力を高める河川整備（河道の蛇行部の直線化、河道掘削、河道拡幅、堤防の嵩上げ・拡幅）を後回しにして、境川中流域に本件調節池のような境川の流量規模からすれば小規模な遊水地を建設しそれを担保として中流域について河床掘削することを優先した河川整備の手法は、河川整備における一般的原則である下流原則に反し、最高裁判決に反する、違法なものであることを主張した。
- 2 この点に関して、神奈川県から、その管理にかかる境川の下流部（上高倉堰から都県境まで）についての「現況流下能力の算定」を行った資料を入手した。  
同資料は、3-1頁～3-10頁まで、合計10枚から成っている。  
3-1頁では、平成20年度測量断面を設定し、不等流計算による現況流下能力

を算出した。計算流量は 30mm/hr (mm/hr は、雨量を 1 時間あたりに換算した降雨強度のこと) を基に、8 ケースを設定した、としている。

3-2 頁は、下流区間の計算水位が示されている。横軸は上高倉堰を 0 として、上流に向かった距離である。縦軸は、以下の 7 点の高さ (T.P.) である。

T.P. は Tokyo Peil の略であり、東京湾の平均海面からの高さを示す。

なお、同グラフには、「流量 (m<sup>3</sup>/s)」と記載されているが、3-5 頁～3-10 頁の現況河道等の高さとも一致しているので、明らかな誤りである)。

- ① 計画堤防高
- ② HWL (ハイウォーターレベル)
- ③ 計画河床高
- ④ 現況堤防高 (左岸)
- ⑤ 現況堤防高 (右岸)
- ⑥ 現況最深河床高
- ⑦ 30mm/hr 流量時水位

3-3 頁～3-4 頁では、流下能力が算出されている。

この 3-4 頁は、現況の流下能力である。上が右岸、下が左岸である。

横軸は上高倉堰を 0 として、上流に向かった距離である。縦軸は、流量である。

(右岸は下が 0、左岸は上が 0 となっていることに注意)。

緑色の線が、各地点での HWL (ハイウォーターレベル) であり、その地点での現況での流下能力を示すものである。

これに対して、黄色の線が、各地点での 30mm/hr の場合の流量であり、下流 0km から 2.2km 付近までは 230m<sup>3</sup>/s (毎秒 230 トン)、2.2km 付近から 4.4km 付近までは 220m<sup>3</sup>/s、4.4km 付近から上流は 200m<sup>3</sup>/s とされている。

以下の各地点では、HWL (ハイウォーターレベル) を示す緑色の線が、30mm/hr の場合の流量を示す黄色の線を下回っている (各地点での流量は、3-5 頁～3-10 頁に示されている。HWL の欄で、赤く塗りつぶされている箇所が、30mm/hr の場合の流量を示す黄色の線を下回っている場所である)。

1km 付近

1.8km 付近～2.3km 付近

5.6km 付近

7.4km 付近～8.2km 付近

8.6km 付近

9km 付近

これは、これらの箇所では、現況においては、30mm/hr の流量すら安全に流下させることができない状態にあるということを示している。

3 これまで、東京都は、「東京都管理区間」では「時間雨量50ミリ対応による改修工事が実施されてきており、現在の護岸整備率は98%（平成27年度末（略））となっている一方で」「下流の神奈川県管理区間は未整備区間が多く残っているため、流下能力は時間雨量30ミリ対応程度に止まっている」と主張してきた（1審上告受理被申立人準備書面（1）3頁）。

しかしながら、上記資料では、下流の神奈川県管理区間の中には、時間雨量30ミリ対応すらできていない箇所が多数あることが判明した。とりわけ、7.4km 付近～8.2km 付近では、約800mに渡って、連続して流下能力が低い箇所がある。

4 境川では、下流の神奈川県管理区間における流下能力が、時間当たり降雨30mm相当以下であり、まずは、全川での流下能力を高めることこそ、喫緊に求められている河川整備である。本件調節池を建設したとしても、境川全体の治水安全度は向上しない。すなわち、上告受理申立理由書【図5】において、横軸では改修段階が進んだとしても、縦軸におけるその段階で有すべき安全性は全く向上しないのである。原判決もこのことを理解していたがゆえに、本件調節池を「長期的治水対策の一環として明確に位置付けられており」とするほかなかったのであろう。

本件調節池の建設は、最高裁判決が示す河川改修の原理を完全に無視した工事であることが、ますます明白となった。

5 この新たな事実は極めて重要なものであり、本件は、この点について改めて審理をさせるため、原判決を破棄し、高等裁判所に差し戻すべきである。

以上